

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

内 容 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象と思われる人は期限内に申請書の提出をお願いします。

支 給 額 1世帯あたり10万円

対象世帯 次の①または②に該当する世帯

①住民税非課税世帯

確認書の送付(令和4年2月下旬に送付済)がなかった世帯で、基準日(令和3年12月10日)における世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

- ・基準日以前に配偶者と離婚し、申出者が属する世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯(元配偶者による扶養の有無は問いません。)

- ・修正申告などにより令和3年度住民税均等割が課税から非課税となった世帯 など

※令和3年1月2日以降に転入してきた人が属する世帯で、本市から前住所地の市区町村へ課税状況を照会した結果、令和3年度住民税均等割が非課税であることが確認できなかった世帯には、確認書を送付していません。要件に該当する場合には、申請書の提出が必要です。

②家計急変世帯

申請日において本市に住民登録があり、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までに家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②いずれの場合も住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみで構成されている世帯を除きます。

※①②の重複受給はできません。

※審査の結果、不支給となる場合もあります。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

提出期限 9月30日(金)

申請窓口 福祉総務課(平日9時～17時)



▲市ホームページ

◆DVなどで避難中の人へ

配偶者または同居していた親族からの暴力などを理由に避難し、住民票を本市へ移していない人または自宅に帰れない事情を抱えている人についても、その旨を申し出てくださいと、本市で給付が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎46・5256(平日9時～17時)

インターネット通販の定期購入にはご注意を!

6月1日から、通販の注文時に内容を確認する際の表示がより明確になります。改正特定商取引法により、事業者は、取り引きにおける基本的な事項を、最終確認画面で明確に表示することが必要となります。注文を確定する前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。



注文を確定 を押す前に必ず確認しましょう

- ① **1回限りの購入ですか?**
「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。
- ② **2回目からはいくらですか?**
「初回」価格と「2回目以降」の価格は違う場合があります。
- ③ **解約の方法は?**
1回限りで、簡単に、無料で解約できますか?


上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。
困ったときは一人で悩まずに、消費生活センターなどに相談を。

こんなトラブル事例があります

**「お試し実質無料」
「初回限定〇%オフ」**

このような化粧品や健康食品などのインターネット広告を見て、「初回注文だけで」と軽い気持ちで、商品を“おトクにお試し”感覚で注文したつもりでも…


▶実際には、複数回の商品購入が条件となる“定期購入契約”を結んでいたという事例が急増しています。


 動画サイト上の広告からダイエットサプリメントをお試し特別価格で1回限りのつもりで注文したが、実際には、複数回購入することが条件の定期購入契約だった。(10代女性/30代男性)


「いつでも解約できます」

そのような広告を見て「解約保証があれば安心」との考えで気軽に注文したものの…

▶いざ解約をしようとすると、連絡が取れないケースや、追加支払を求められる事例も。

 解約手続きを行いたいのにも、事業者に電話が繋がらず解約できない。(50代女性)

 解約保証の条件として、別途1カ月分の商品代金を通常価格で支払う必要があった。(20代女性)

 さらにお得になるクーポンを使ったら「いつでも解約できる」契約が、「4回目までは解約できない」定期購入契約に切り替わってしまった。(30代女性)

トラブル回避のために

- ☑ 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。
- ☑ 成年年齢引き下げにより、4月から1人で契約ができるようになる18歳・19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう。